



(2) 金融機関への振込の場合：本学が指定する金融機関の口座へ振込

〔注4〕手数料の免除を受けようとする場合には、別記様式第23号の免除申請書も提出する必要があります。

〔注5〕法定代理人が請求する場合には、法定代理人自身に係る〔注1〕に掲げる書類又は〔注2〕に掲げる書類に併せて、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類（ただし、開示請求日の前30日以内に作成されたものに限り、）を提出してください。なお、戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人であることを証明する書類は、市町村等が発行する公文書であり、その複写物による提出は認められません。

〔注6〕任意代理人が請求する場合には、任意代理人自身に係る〔注1〕に掲げる書類又は〔注2〕に掲げる書類に併せて、本人の委任状（ただし、開示請求の前30日以内に作成されたものに限り、）及び添付書類を提出してください。